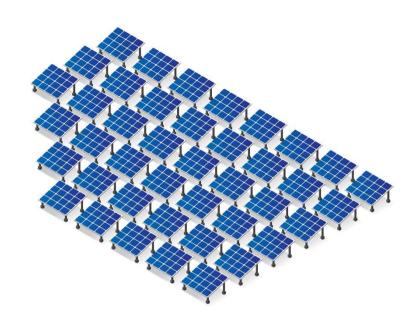


再生可能エネルギー支援事業

太陽光発電所 事例紹介・よくあるご質問





太陽光発電所

事例紹介



太陽光発電に関わる各種関連条例対応の事例

事例1

事業規模

出力: 16.1MW

● 事業規模 : 32.63ha



森林区域で起伏が大きく、

平場の確保のために大規模な造成をおこなう計画であったため、 土量のバランスを考慮して計画しました。



太陽光発電事業関係

当社の主な役割

- 現況地形測量(航空写真測量·地上測量)
- 河川能力調査・資料作成
- 土木造成設計
- 雨水流出抑制計画
- 雨水調整池構造計算・設計
- 林地開発許可取得(森林法)
- 農地転用許可取得(農地法)
- 土壌汚染対策法第4条改変届出
- 公共用財産(道路)用途廃止・払下げ等許可取得
- 法定外公共物(道路·水路)使用許可取得
- 関連許可等の取得(道路法)
- 太陽光発電に関わる各種関連条例対応





太陽光発電に関わる各種関連条例対応の事例

事例2

事業規模 • 出 力 : 19,000kW(モジュールベース)

事業規模 : 約24万㎡



- 森林区域で、大規模な造成が難しい地形だったため、地なりに設置できるように計画しました。
- 雨水調整池の設置場所も少なかったため、構造を工夫して小さな 面積に設置しました。



太陽光発電事業関係

当社の主な役割

- 現況地形測量(航空写真測量·地上測量)
- 土木造成設計
- 下流流下能力調査
- 雨水流出抑制設計(雨水調整池)
- 雨水調整池構造計算
- 森林法林地開発許可取得
- 農地法農地転用許可取得
- 土壌汚染対策法第4条改変届出
- 法定外公共物(道路・水路)払下げ許可取得





太陽光発電に関わる各種関連条例対応の事例

事例3

事業規模 • 出 力 : 25,362kW(モジュールベース)

事業規模: 約29.5万㎡



- 森林区域でしたが、起伏が大きくはなかったため、大規模な造成は 行わずに地なりに設置できるように計画しました。
- 雨水排水先の流下能力が大きくなかったため、洪水調節池はピーク カット方式を採用して設計しました。



太陽光発電事業関係

当社の主な役割

- 現況地形測量(航空写真測量·地上測量)
- 土木造成設計
- 下流流下能力調査
- 雨水流出抑制設計(雨水調整池)
- 森林法林地開発許可取得
- 農地法農地転用許可取得
- 土壌汚染対策法第4条改変届出
- 法定外公共物(道路・水路)払下げ許可取得





当社の強みを活かしたサービスで無事に竣工

測量・調査・土木設計・許認可手続きを 一貫して対応

測量・調査・土木設計と許認可手続きについては、行政書士やコンサル会社も得意分野が分かれています。当社は、調査・概略設計・事業計画提案をはじめとし、測量・調査・土木設計・許認可手続きに関する行政と協議ができます。

行政との協議も自治体や計画地によって、手続きや手順が異なる 場合があります。

しかし当社では、他自治体での経験も踏まえて、全体の手続きの流れなどを行政と一緒に考えていくことができます。

計画変更にかかる許認可手続き

許認可手続きを進める中で、計画の変更を余儀なくされる場合が ございます。このような場合、元々の許可の経緯を踏まえ適切な 新計画を立てることが重要になります。

当社では、計画変更申請のご相談をいただく事があります。 その際には、以前の許可に至るまでの経緯をしっかりと把握した 上で変更計画のご提案ができます。

森林法における開発手続きへの対応

太陽光発電所の設置には、森林法における開発手続きが必要にケースが多々あります。

保安林制度、林地開発許可制度、開発行為の規制なしなど、開発地域や開発面積によっても異なる対応が必要となります。

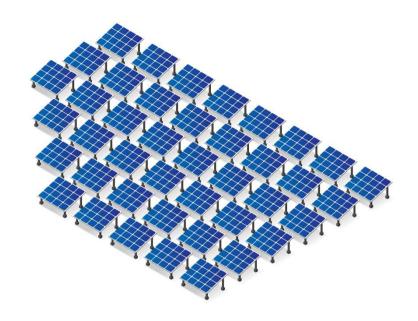
当社では、これまでの経験をもとに、複雑な手続きにも対応することができます。

林地開発許可制度の4要件、「1. 災害の防止」「2. 水害の防止」「3. 水の確保」「4. 環境の保全」についても、最適な事業提案ができます。

県と市町村などの 複数の行政機関にまたがるやり取り

行政手続きでは、関係する部署が市町村と県(出先機関と本庁) など複数にまたがることが多く、各部署との情報共有や連携など、 弊社ではこれまでの経験を活かし、関係する部署に事前の相談等 を行うことで、協議をスムーズに進めることができました。





太陽光発電所

よくあるご質問

概環境と開発 Environment & Development

よくある質問

Q. 地域森林計画対象民有林とは

A.

森林法第5条に基づき、都道府県知事が5年ごとを1期としてたてる地域森林計画の対象となる民有林のことです。 民有林とは国が所有する国有林以外の森林を指します。民有林には、個人や要人が所有する私有林の他、都道府県や

市町村が所有する公有林も含まれます。

地域森林計画対象民有林において、立木の伐採や開発行為を行う場合は、都道府県知事の許可や、市町村長への届出 等が必要です。

[関連Q&A]

● 林地開発許可制度について教えてください。

[関係法令条文]

森林法第5条(地域森林計画)

都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。) につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。



よくある質問

- 2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林の区域(以下「公益的機能別施業森林区域」という。)の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(以下「鳥獣害防止森林区域」という。)の基準その他の鳥獣害の防止に関する 事項
- 十 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)
- 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。
- 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

概環境と開発 Environment & Development

よくある質問

Q. 太陽光発電設備の設置についても、林地開発許可が必要ですか

A.

太陽光発電設備は、一般に基礎の上に架台を据え、その上に太陽光パネルを設置する構造となることから、「建築物その他の工作物」に該当します。

このため、地域森林計画の対象森林において、1ヘクタールを超える規模で太陽光発電設備を設置しようとする場合は、 事前に森林法第10条の2に基づく許可(林地開発許可)を受ける必要があります。

立木の伐採のみで土地の改変を伴わない場合であっても、当該設備の設置によって土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれがあることから、許可が必要です。

[関連Q&A]

● 林地開発許可制度について教えてください。

[関係法令条文]

森林法第10条の2(開発行為の許可)

地域森林計画の対象となっている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

株式環境と開発 Environment & Development

よくある質問

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
- 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務 を課することとなるものであってはならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。



太陽光発電所設置に関する手続きなら業界トップクラスの実績を持つ当社へ!

以下のようなお悩みを抱えていらっしゃる廃棄物処理業者様、ぜひご相談ください。

- ★陽光発電所の新設・拡張したいが、どう進めたら 良いか分からない。
- 許可はおりているが、施工費用が高くなったため、設計変更したい。
- ◆ 太陽光発電所をつくったときにお願いしたコンサルタント等と、 今は付き合いがない。

お気軽にお問合せください! https://www.etod.co.jp/contact/

~事業紹介~





> 廃棄物処理施設 新設·拡張

廃棄物処分・リサイクル事業の新規事業の立ち上げから、ビジネスとして軌道にのせるまでを支援いたします。



廃棄物処理施設 更新・入替

老朽化による破砕機の入れ替え等を行う場合の手続き を支援いたします。



> 災害廃棄物処理

災害廃棄物処理の経験不足を補う災害対応マニュアル を作成、運営のコンサルティング業務を行います。



▼ 太陽光発電所 新設・拡張

再生可能エネルギー事業者・関連事業者様向けに、土 地開発支援や環境アセスメントなどを行っています。



> 小水力発電 新設

測量・調査・土木設計・許認可手続きを一貫して提供 しお客様の新規事業をサポートします。



> 宅地・工場・店舗関連

不動産会社・デベロッパー様向けに、宅地・工場・店舗などの開発事業支援・サポートなどを行っていま





環境と開発では、見積もり前の無料診断を実施しております。 無料診断をご希望の方は、QRコードからお申込みください。